

### 第30回山形地方裁判所委員会議事概要

#### 第1 日時

平成30年2月23日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

#### 第2 場所

山形地方裁判所別館裁判員候補者待合室

#### 第3 出席者

（委員） 相澤哲（委員長），石塚久子，鵜野澤亮，岡村淳一，齋藤哲也，  
佐々木孝之，鈴木啓祐，高橋健，西岡正樹，馬場崇，矢野秀弥  
（敬称略，五十音順）

（列席職員） 兒島刑事部部総括裁判官，朝一事務局長，木村刑事首席書記官，  
遠藤事務局次長，篠刑事訟廷管理官

（庶務） 高林総務課長，佐藤総務課課長補佐，横山総務課庶務係長

#### 第4 議事

##### 1 「裁判員裁判の現状と公開の法廷における犯罪被害者保護について～被害者 特定事項の秘匿を中心として」

(1) 裁判員裁判の現状と公開の法廷における犯罪被害者保護についての説明  
（説明者：馬場委員）

(2) 質疑応答，意見交換

別紙のとおり

##### 4 次回の予定等

(1) 開催日時

平成30年9月7日（金）午後1時30分

(2) テーマ

未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(○委員, ■説明者(列席職員))

- 私の経験としては、被害者特定事項の秘匿によって、弁護活動に支障があったことはない。検察庁において証拠を謄写した際、一部が黒塗りされていたことがあったが、その内容は被告人の利益と被害者の利益とが調整されていたものであったと思う。被告人が無罪を主張している場合、目撃証人の氏名が秘匿されると支障が生じる可能性もあり、その場合には、法曹三者で協議する必要があると考えている。
- 一般論としては、立証責任は検察官にあることから、目撃証人の氏名を秘匿することは、被告人の防御権を侵害するというよりは、むしろ、検察官の立証の不利益になることであると考えている。自由に立証を行うことに比べて負担はあるが、大きな影響はないと思う。
- 報道に携わる立場としては、被害者が二次被害を受けたり、目撃証人が被害を受けたりしてはいけないと考えている。しかし、匿名報道では、内容が真実であるかが問題になることもあるので、法的な制限に従うほか、社内での基準に従って判断している。
- 裁判員裁判において、被害者や証人が裁判員の中に知り合いがいて、事件の内容を知られたくない場合はどうなるのか。
  - 裁判員の選任手続では、裁判員等候補者に対して、被害者と関係性がないかどうかを確認している。公判が始まってから関係性があることが明らかになった場合には、裁判員等を解任し、他の者に交代することもあり得る。
- 遮へい措置を執ったとしても、声で人物が特定される可能性があると思うが、裁判所に声を変える装置はあるのか。
  - 声を変える装置はない。

- 被害者特定事項を秘匿することは当たり前だと思っていたが、立証を行う立場と防御を行う立場とによって、それぞれ支障が生じ得ることが理解できた。支障が生じた場合には、誰が調整することになるのか。
- 被害者特定事項の秘匿申出は、検察官に対して行う必要がある。申出を受けた検察官は、裁判所に通知する。その上で、弁護人に対して意見を聴くが、法曹三者で協議することもあり得る。
- 刑事裁判では、あらゆる事実を明らかにしなければならないわけではなく、被告人が犯した罪に応じた刑罰を科すのに必要な事実を明らかにすることで足りる。そのような前提で、どのような支障が生じるのかを考え、必要に応じて法曹三者が協議を行うことになる。
- 未成年者が被害者である事件において、被害者が遮へい措置やビデオリンクシステムを利用できるとしても出廷したくないと考える場合には、どう対応するのか。
- 検察官が被害者の供述を調書にして請求することもあるが、弁護人が不同意だと被害者に出廷してもらい、尋問を実施する必要が生じる。その際は、検察官が立証方法を考えることになる。
- 遮へい措置やビデオリンクシステムは、性犯罪以外の犯罪でも利用することはできるのか。
- 例えば、性犯罪に類する痴漢や盗撮事件では、比較的認められやすいが、窃盗事件などでは、必要性や弁護人の意見の内容を加味して個別に決めることになると思われる。

以 上